

◆必要添付書類

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書（※本紙）

増改築等工事証明書

増改築等工事証明書は下記の者がこの書類を発行することができます。

- ・登録された建築士事務所に属する建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

（※）増改築等工事証明書の概要等は、国土交通省ホームページをご覧ください。

工事内容及び金額を示す工事明細書及び領収書

（※）省エネ改修工事に要した費用に関する要件

認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅認定通知書の写し

補助金等の交付決定が確認できる書類

（※）補助金等の交付を受けた場合のみ

◆減額対象となる工事等の要件

省エネ改修工事が国土交通省の告示で定める省エネ基準（平成28年省エネ基準）に適合し、かつ、下記の2点の要件のどちらかを満たしていること。

(1) 以下の工事内容であり、省エネ改修工事費の合計金額（国、地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額）が、60万円（税込）を超えていること

【対象工事】

- ・窓の断熱改修工事（※必須工事）
（※）ガラスの交換、内窓の新設又は交換、サッシ及びガラスの交換
- ・窓の断熱改修工事と合わせて行う床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事
（※）外気に接する断熱改修工事
（※）当該断熱工事の基準は平成28年省エネ基準を満たすものが対象

(2) 上記（1）に記載の省エネ改修工事において、工事費が50万円（税込）を超え、かつ、下記の工事とあわせた省エネ改修工事費の合計金額（国、地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額）が、60万円（税込）を超えていること

【対象工事】

- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・高効率空調機の設備設置工事
- ・高効率給湯器の設備設置工事
（※）潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器、
燃料電池コージェネレーションシステム
- ・太陽熱利用システムの設備設置工事